

FCF推進フォーラム会員規約

第1条(総則)

当法人の組織に関しては、当法人の「定款」の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

第2条(名称)

本会は一般社団法人FCF推進フォーラム(以下、当フォーラム)と称する。本規約に記載の用語は、特段の定めのない限り、別紙記載の「FCF運用の手引き(FCF_M01)」に基づくものとする。

第3条(目的)

当法人の「定款」の定めによる

第4条(活動内容)

当法人の「定款」の定めによる

第5条(運営)

本会の運営は、一般社団法人の社員で構成される運営委員会で議論・検討され、事務局により運営に必要な諸業務を行う。

第6条(会員)

1. 本会は、第3条、第4条に賛同のうえで所定の入会申込書を事務局に提出し、運営委員会の審議を経て、代表理事の承認を得た法人により構成する。
2. 会員の種類は、K会員・P会員・一般会員とし、その権利は第9条に定める。

第7条(会費等)

1. 本会の運営に必要な経費を賄うため、会員は別途定める会費を納入しなければならない。
2. 会員の名称、所在地等に変更が生じた場合はその都度本会に連絡しなければならない。

第8条(会員の退会)

1. 会員は第4項の「退会時の制約確認事項」を同意の上、退会の30日前まで退会届を代表理事に提出することで本会を退会することができる。
2. 前項に加え、下記の場合運営委員会の決議で会員を退会させることができる。この場合においても第4項の「退会時の制約確認事項」を厳守しなければならない。
 - ① 3ヶ月以上会費その他の負担金の支払の催告に応じないとき。
 - ② 1年以上会費その他の負担金を滞納したとき。
 - ③ 本規約に違反したとき。
 - ④ 本会の名誉を傷つける行為をしたとき。
 - ⑤ 本会の目的に反する行為をしたとき。
 - ⑥ その他正当事由があるとき。
3. 会員を退会させようとするときは、運営委員会において決議する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。
4. 退会する会員は、次の制約確認事項を確認し同意しなければならない。
 - ① 退会する会員は、入会中において当該会員が提供していたFCF関連のサービスや機器を退会後に販売しないこと。既に稼働・提供しているサービスや機器がある場合は、その利用顧客に対し、退会届提出前にサービスを停止または終了する旨を通知して顧客の合意を得るとともに、退会後、速やかにサービスを停止または終了すること。
 - ② 退会する会員は、第10条第2項に該当する情報および第4条の活動のために当フォーラムから会員に提供されたFCFパンフレット等のツールを、退会後は事業目的に関わらず一切活用しないこと。
 - ③ 退会する会員は、退会後も引き続き第10条第2項の守秘義務を順守すること。紙媒体・電

子媒体・カードサンプルで保有している情報は退会届出提出時までに第三者が閲覧できない形に廃棄処分すること。また、関係者がすでに知識として得ている内容については、社外への漏洩のないように管理すること。

- ④ 上記①に違反して退会した会員が、FCF関連のサービスを退会後も販売・稼働した場合は、これにより生ずる損害につき一切の責任を負担すること。
- ⑤ 上記②、③に違反して退会した会員から情報漏えいがあったと認められる場合、退会届の受理の有無を問わず、これらから生ずる損害につき一切の責任を負担すること。
- ⑥ 会員は退会後も第10条(会員の義務)第2項、第5項、第6項については、継続して厳守しなければならない。

第9条(会員の権利)

1. 会員は、本会が実施する活動に参加することができるとともに、個々の活動において参加しない権利も有する。
2. 会員は、自らの責任でFCFを採用し、自らの事業に利用することができる。ただし、FCFの利用に際しては、第10条及び第11条に定める事項、ならびに別紙記載の「FCF運用の手引き(FCF_M01)」、その他フォーラムで定める規則を遵守する。
3. 会員は、その種類により、以下の権利を有する。
 - ① 一般会員は、追加サービスのイシューとなって、オーナーである顧客の要請(許諾)に基づき、顧客が有するFCFを用いたカード(以下「カード」という)に対してサービス追加ができる。その際追加したサービスを使用するための鍵を取得することができる。
 - ② P会員は、次の各号に該当する場合、FCFの二次発行およびサービス追加発行を行うことができる。
 - (1) 運営委員会に属する発券事業者会員からその委託があった場合
 - (2) 前号にかかわらず、フェリカネットワークス株式会社からその許諾を書面で得た場合
 - ③ K会員は、FCFの0次発行、一次発行、二次発行およびサービス追加発行を行うことができる。また、FCF-UNに関する運用管理を行う。
 - ④ 会員は、FCF-UNのRead用縮退鍵を利用する場合、「FCF-UN縮退鍵使用契約(FCF_A09)」を当法人と締結し、同契約に定める対価を支払うことにより、FCF-UNのRead用縮退鍵の開示をうけることができる。

第10条(会員の義務)

1. 会員は、FCFを利用する際には、以下に定める事項を遵守する。
 - ① (サービス内容の登録)

追加サービスは、事前に運営委員会に所定の登録を行い、発行されたサービスコード情報を用いて顧客に対して行う。この場合、登録に際して必要に応じてサービス内容を運営委員会に説明する。
 - ② (サービス禁止事項)

マルチユースサービス内では金銭流通に直接関係のあるサービスは行わない。また、金銭流通に関係ない場合でも、公序良俗に反するサービス、一切の法律に反するないしは反する恐れのあるサービスは行わない。
 - ③ (カード上での価値交換の禁止)

マルチユースサービスを利用して他事業者とポイントなど一定の価値を交換するサービスを提供する場合は、当該事業者のシステム間での情報交換に限定し、カード上で直接交換することは行わない。
 - ④ (上位鍵変更時の対応)

サービス事業者は上位鍵変更時には自己の鍵(サービス鍵、アクセス用縮退鍵)を変更できるようなシステム上の考慮をし、自己の責任と費用をもってこれに対応する。
 - ⑤ (利用情報の届け出)

会員は、FCFを利用したカードへの追加サービスを顧客に提供した際は、顧客の了解を得た上で可能な範囲でその顧客名・提供数量を、運営委員会に届け出る。
 - ⑥ その他、別途運営委員会が定める「FCF運用の手引き」に記載された内容その他運営委員会が定める規則を遵守する。
2. 会員は、本会における活動を通じて知りえた情報に関し、運営委員会の承諾なしに他会員な

らびに第三者に漏洩しない。なお、情報とは、以下のものをいう。

- ① 当フォーラムが提供した情報
 - a) FCFのフォーマット情報
 - b) サービス情報
 - c) 管理用情報
 - d) 「社外秘」・「Confidential」ならびにそれに準じた表示がなされたドキュメント記載の内容
 - e) 事務局からの「連絡書」およびメール配信の形で知りえた情報
 - f) フォーラムWebの会員専用ページから取得した全ての情報
 - g) 会員担当者リスト
 - ② 当フォーラムが提供したツール
 - h) サンプルカード
 - i) サンプルソフト
 - ③ FCFサービスを運用するためにフェリカネットワークスにより作成・規定された情報
 - j) サービス鍵
 - k) ユーザブロックのリード/ライトに必要な縮退鍵
 - l) ファイルフォーマット
 - m) サービスコード
 - ④ その他総会・分科会活動を通じて取得した情報
3. 会員は、本会の活動計画に則った広告、広報、催事等に必要な人員の供出について、積極的に協力する。
 4. 会員は第12条に定める当フォーラムの免責事項を了解した上で、自らの責務でFCFを活用する。
 5. 会員は、顧客が本条に定められた事項に抵触する方法でサービスを利用していることを発見した場合、被害の有無にかかわらずすみやかに顧客に対して利用を停止させなければならない。
 6. 会員は、FCFを利用したことで、運営委員会及び他会員ならびにその他第三者から損害賠償の請求がなされた場合は、全て自己と自己の顧客との責任で賠償する責務を負う。

第11条(情報公開の許諾)

会員は、会員の会社概要情報、登録サービス情報などを、運営委員会が本会の活動計画に則った広告、広報、催事等で利用することを許諾する。

第12条(フォーラムの免責)

本会は次の各号に定める事項を含め、FeliCaに関する品質、性能、安全性、技術上および経済上その他一切の事項につき何らの保証をせず、会員、カード発行者、その他第三者に対して一切の責任を負わない。

- ① マルチユースエリア登録情報の品質、性能、安全性。
- ② 会員または第三者による、カード、ID、鍵、パスワードの濫用、誤用および、対象カードの改造、他製品やシステムへの組み込み、接続に起因する対象カードの不具合、障害。
- ③ カードおよびそれに含まれるサービスの使用または運用により生じた損害。
- ④ カードに含まれるサービスやコンテンツの内容の瑕疵。
- ⑤ メモリ分割、サービスエリア作成、登録、カード発行者のサービスおよびパブリックサービスの登録に関する会員、対象カードの製造業者およびサービス提供者の行為に起因する不具合・障害。

第13条(会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わるものとする。

第14条(通知方法)

本会における通知は、書面又はEメールにより行う。

第15条(その他)

本規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は運営委員会において定める。

附則

本規約は、2014年10月2日より実施する。

以下余白